

# 岡山市ジュニアオーケストラ後援会規約

## (名 称)

第1条 本会を岡山市ジュニアオーケストラ後援会と称する。

## (事務局)

第2条 本会の事務局を西川アイプラザ内に置く。

## (目 的)

第3条 本会は、岡山市ジュニアオーケストラの活動が円滑に行われるようにこれを後援し、あわせて青少年の健全な育成と市民文化の向上をはかることを目的とする。

## (事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 後援計画の決定及び実施
- 2 その他目的を達成するために必要な事業

## (会 員)

第5条 本会は本会の目的に賛同するものをもって組織し、会員は次の3種とする。

- 1 保護者会員 会費年額8,000円納めるもの
- 2 一般会員 会費1口(年額2,000円)以上納めるもの
- 3 法人会員 会費1口(年額10,000円)以上の篤志寄付を納めるもの

## (役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会 長 1名
- (3) 副 会 長 若干名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2名

役員は、総会において選出する。

- 2 理事の中から、会長の指名により常任理事若干名を置くことができる。

## (職 務)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはこの職務を代行する。
- 3 理事は本会の会務を処理する。
- 4 監事は本会計の監査を行う。

## (任 期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

## (顧 問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は役員推薦により会長が委託する。
- 3 顧問は重要な事項について役員会の監事の諮問に応じる。

## (職 員)

第10条 本会の事務を処理するため、事務局長及び書記を置くことができる。

- 2 事務局長及び書記は会長が委嘱または任命する。

## (会 議)

第11条 会議は総会及び役員会とする。

## (総会の開催)

第12条 総会は毎年1回定期に開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は臨時に総会を開催することができる。

## (重要事項)

第13条 次の事項は総会に提出して、その承認を得なければならない。

- 1 事業計画ならびにこれに関する予算についての事項
- 2 決算及び事業報告に関する事項
- 3 その他役員会において必要と認めた事項

## (役員会の構成)

第14条 役員会は会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。

**(役員会の開催)**

第15条 役員会は必要に応じて会長が招集する。

**(任 務)**

第16条 役員会はこの会則に規定するもののほか、次のことを処理する。

- 1 計画案ならびに予算案の作成
- 2 事業報告ならびに決算報告書の作成
- 3 その他総会において委任された事項

**(議 決)**

第17条 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

**(経費の支弁)**

第18条 本会の経費は、会費及び寄付等をこれにあてる。

**(会計年度)**

第19条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

**(その他)**

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要あるときは総会にはかって細則を設けることができる。

**附 則**

- 1 この会則の変更は総会の決議による。
- 2 この規約は昭和40年5月1日から施行する。
- 3 この規約は昭和62年4月1日から施行する。
- 4 この規約は平成 6年4月1日から施行する。
- 5 この規約は平成 8年6月5日から施行する。
- 6 この規約は平成12年4月1日から施行する。

# 岡山市ジュニアオーケストラ保護者会規約

## (名 称)

第1条 本会を岡山市ジュニアオーケストラ保護者会と称する。

## (会 員)

第2条 本会は岡山市ジュニアオーケストラ団員の保護者をもって組織する。

## (事務局)

第3条 本会の事務局を西川アイプラザ内に置く。

## (目 的)

第4条 本会は岡山市ジュニアオーケストラの活動が円滑に行われるように、保護者が相協力してこれを支援し、あわせて保護者間の親睦を深めることを目的とする。

## (事 業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 支援計画の決定及び実施
- 2 会報の発行、その他

## (役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 10名程度
- (4) 監 事 2名

役員は、会員の中から立候補及び互選によって選出する。

## (職 務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときはこの職務を代行する。
- 3 理事は本会の会務を処理する。
- 4 監事は本会計の監査を行う。

## (会 議)

第8条 会議は総会及び役員会とする。

- 2 総会は毎年1回定期的に開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は臨時的に総会を開催することができる。
- 3 役員会は必要に応じて会長が招集する。
- 4 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

## (任 期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

## (経 費)

第10条 本会の経費は、岡山市ジュニアオーケストラ後援会保護者会助成金、寄付金その他をもってこれにあてる。

## (事業報告及び収支決算)

第11条 この会の事業報告及び収支決算は毎会計年度終了後、会長が事業報告書・収支決算書を作成し、監事の意見を付け、総会において出席者の過半数をもって決し、その会計年度終了後、岡山市ジュニアオーケストラ後援会に報告しなければならない。

- 2 この会の収支決算に剰余金があるときは総会の議決を経て、全部を翌年度に繰越するものとする。

## (会計年度)

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 附 則

- 1 この規約の改正は総会の決議による。
- 2 この規約は平成12年10月29日から施行する。
- 3 この規約は平成18年6月18日から施行する。

## 岡山市ジュニアオーケストラ後援会 会員数

法人会員	94法人
一般会員	518名
OB会員	30名
保護者会員	98名

岡山市ジュニアオーケストラ後援会  
平成17年度 収支決算書

自 平成17年4月1日  
至 平成18年3月31日

収入金額 6,038,104  
支出金額 4,069,366  
次年度繰越金 1,968,738  
別途預金 3,000,000  
事業準備積立金 1,806,500  
コンサート運営費 165,760

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	増減	説明
<b>会費</b>	<b>3,800,000</b>	<b>3,820,710</b>	<b>20,710</b>	
法人会費	1,500,000	1,522,830	22,830	94法人(振込手数料加入者負担7,170円)
一般会費	1,500,000	1,316,770	183,230	一般492名 OB30名(振込手数料加入者負担28,380円)
保護者会費	800,000	981,110	181,110	123名(振込手数料加入者負担2,890円)
<b>雑収入</b>	<b>1,020,000</b>	<b>1,021,683</b>	<b>1,683</b>	40周年記念事業実行委員会より返納・社会保険料戻 40周年記念Tシャツ個人負担・預金利息
<b>前年度繰越金</b>	<b>1,195,711</b>	<b>1,195,711</b>	<b>0</b>	
<b>合計</b>	<b>6,015,711</b>	<b>6,038,104</b>	<b>22,393</b>	

支出の部

(単位:円)

項目	予算額	予算現額	決算額	執行残	説明
<b>事務局費</b>	<b>3,890,000</b>	<b>3,912,000</b>	<b>3,618,036</b>	<b>293,964</b>	
人件費	2,500,000	2,512,000	2,511,100	900	書記給与・通勤手当
共済費	650,000	650,000	619,973	30,027	書記社会保険料・労働保険等
旅費	100,000	100,000	0	100,000	
交際費	60,000	60,000	56,280	3,720	山陽放送番組協賛金・演奏会花束・レタックス等
消耗品費	50,000	50,000	40,223	9,777	事務用品
印刷製本費	200,000	200,000	157,500	42,500	後援会資料・郵便振替用紙印字代
食料費	100,000	100,000	5,504	94,496	理事会総会お茶
通信運搬費	200,000	200,000	199,515	485	事務連絡用切手・後援会資料郵送代
使用料及び賃借料	20,000	30,000	21,960	8,040	理事会総会会場使用料・駐車場代
負担金及び手数料	10,000	10,000	5,981	4,019	社会保険協会年会費・振込手数料
<b>活動支援費</b>	<b>1,800,000</b>	<b>1,800,000</b>	<b>451,330</b>	<b>1,348,670</b>	
団活動支援費	1,600,000	1,600,000	369,132	1,230,868	スポーツ安全保険料・HP維持管理費 団員パッチ・練習場用品等
保護者会活動支援費	100,000	100,000	82,198	17,802	演奏会終了式ジュース代・保護者会会報誌
OB会活動支援費	100,000	100,000	0	100,000	
<b>予備費</b>	<b>325,711</b>	<b>303,711</b>	<b>0</b>	<b>303,711</b>	使用料及び賃借料・人件費へ流用
<b>合計</b>	<b>6,015,711</b>	<b>6,015,711</b>	<b>4,069,366</b>	<b>1,946,345</b>	

岡山市ジュニアオーケストラ後援会  
平成18年度収支予算書

自 平成18年4月1日  
至 平成19年3月31日

定期預金 3,000,000  
事業準備積立金 1,806,500  
コンサート運営費 165,760

収入の部

項目	H18予算額	H17予算額	増減	説明
<b>会費</b>	<b>3,600,000</b>	<b>3,800,000</b>	<b>200,000</b>	
後援会費(法人)	1,500,000	1,500,000	0	1口10,000円
後援会費(一般)	1,300,000	1,500,000	200,000	1口 2,000円
後援会費(保護者)	800,000	800,000	0	1口 8,000円
<b>雑収入</b>	<b>320,000</b>	<b>1,020,000</b>	<b>700,000</b>	書記社会保険料戻等
<b>前年度繰越金</b>	<b>1,968,738</b>	<b>1,195,711</b>	<b>773,027</b>	
<b>合計</b>	<b>5,888,738</b>	<b>6,015,711</b>	<b>126,973</b>	

支出の部

項目	H18予算額	H17予算額	増減	説明
<b>事務局費</b>	<b>4,050,000</b>	<b>3,890,000</b>	<b>160,000</b>	
人件費	2,600,000	2,500,000	100,000	書記給与・通勤手当
共済費	650,000	650,000	0	書記社会保険料等
旅費	100,000	100,000	0	他市団体視察
交際費	60,000	60,000	0	演奏会花束代等
消耗品費	50,000	50,000	0	事務用品
印刷製本費	200,000	200,000	0	後援会資料等
食料費	100,000	100,000	0	総会・役員会弁当代等
通信運搬費	250,000	200,000	50,000	事務連絡用はがき・切手代
使用料及び賃借料	30,000	20,000	10,000	会議会場使用料・駐車場料金
負担金及び手数料	10,000	10,000	0	社会保険協会年会費・振込手数料等
<b>活動支援費</b>	<b>800,000</b>	<b>1,800,000</b>	<b>1,000,000</b>	
団活動支援費	700,000	1,600,000	900,000	スポーツ安全保険料・HP維持管理費 練習場用品等
保護者会助成金	100,000	100,000	0	保護者会経費
OB会活動支援費	0	100,000	100,000	OB会経費
<b>積立金</b>	<b>1,000,000</b>	<b>0</b>	<b>1,000,000</b>	
<b>予備費</b>	<b>38,738</b>	<b>325,711</b>	<b>286,973</b>	
<b>合計</b>	<b>5,888,738</b>	<b>6,015,711</b>	<b>126,973</b>	